都市計画・まちづくり

HP 市政情報

第58回日野市都市計画審議会

ID 1013506

日時 6月24日㈬午後3時から
会場 市役所6階全員協議会室
付議予定案件 高幡台団地地区一団地の住宅施設の廃止・地区計画の決定・用途地域の変更
傍聴定員 先着10人※当日午後2時30分～45分に市役所3階都市計画課で受け付け
問 都市計画課（☎514・8354）

生産緑地地区の追加指定を行います

ID 1014411

市内農地の保全、良好な営農環境の拡充を図るため、生産緑地地区の追加指定を行います。
詳細はお問い合わせください。
対象 次の要件などに該当する土地
①良好な生活環境確保に効果があり、公共施設などの敷地の用に供する土地として適している②面積が一団で300平方㍍以上の農地である③農業の継続が可能である
申込 7月1日㈬～17日㈮に市役所3階都市計画課へ申請書（6月15日㈪から都市計画課、市内農協の本・支店で配布）を持参※土曜・日曜日を除く
問 都市計画課（☎514・8354）

生活福祉・地域福祉

HP 健康・医療・福祉

ひとりで悩まずご相談ください～福祉の初期総合相談窓口

ID 1003811

生活に困っている、求職活動中の家賃の支払いが不安、お金のやりくりに困っている、働きたいが何から始めてよいか分からないなどの困りごとで悩んでいませんか。また、どこに相談したらよいか分からないという場合も、まずご相談ください。必要に応じて担当する部署・機関につなぎ、円滑に問題が解決するようサポートします。
相談時間 月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分※祝日を除く。予約不要
注意 相談が多いときはお待ちいただくことがあります。相談にはおおむね1時間程度かかるため、余裕を持って来所を
問 セーフティネットコールセンター（☎514・8574）

受験生チャレンジ支援貸付事業

ID 1003813

中学3年生、高校3年生、またはそれらに準じる方（高校・大学などの中途退学者、浪人生など）の学習塾等受講料や受験料の貸し付けを無利子で行います。対象者が高校、大学などに入学した場合は返済が免除されます。
詳細はお問い合わせください。
内容 学習塾等受講料貸付金…20万円まで、受験料貸付金…中学3年生などは2万7千400円まで、高校3年生などは8万円まで
対象 次のすべてに該当する方①世帯の生計中心者（20歳以上）である②世帯（父母など養育者）の総収入または合計所得金額が一定基準以下③預貯金など資産の保有額が600万円以下④土地・建物を所有していない（現在住んでいる場所の土地・建物は除く）⑤都内に引き続き1年以上住民登録している⑥生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でない⑦暴力団員が属する世帯の構成員でない
申請期限 令和3年1月29日㈮
問 セーフティネットコールセンター受験生チャレンジ支援貸付事業専用ダイヤル（☎581・3812）

その他

日野市社会福祉協議会会員募集～地域福祉活動の応援を

高齢者の生きがいづくりや障害のある方の支援、防災活動など、地域福祉活動を支えていただくために会員を募集します。
なお、入会時には会員会費として、個人1口1千円以上（1千円未満の場合は福祉協力金）、団体1口5千円をお預かりします。
ご協力をお願いします。
申込 中央福祉センター、福祉支援センター、市役所2階福祉政策課、七生支所で受け付け
問 日野市社会福祉協議会（☎582・2319）

シルバー人材センター入会案内説明会（予約制）～事業紹介、概要説明

日時 6月5日㈮・8日㈪午前10時からと午後1時30分から※各回2時間程度。いずれか1回
対象 60歳以上の方
申込 電話
会場・問 日野市シルバー人材センター（☎581・8171）

医師によるまちの在宅医療相談会

ID 1013670

在宅医療や在宅みとりをお考えの方に在宅診療医などによる個別相談を実施します。
日時 6月30日㈫14:00～16:00 会場 平山交流センター 対象 在宅医療・自宅でのみとりを検討している方 定員 申込制で先着4人 申込 6月3日㈬～23日㈫に電話※土曜・日曜日を除く。申込時に状況確認あり 問 在宅療養支援課（☎514-8189）

新型コロナウイルス感染症の影響で都税の納税が困難な方へ

申請により納税を猶予する徴収猶予の制度があります。
詳細はお問い合わせください。
問 八王子都税事務所徴収課（☎042・644・1122）

6月1日㈪から都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになります

アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。
問 主税局収入管理指導班（☎03・5388・2984）

市長のうごき

ID 1013411

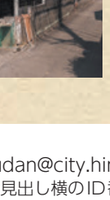

▼5月前半
【1・6・15日】日野市特措法新型コロナウイルス対策本部会議【14日】臨時記者会見【15日】東京都多摩地域三市住民情報システム共同利用運営協議会（役員会、Web会議）
問 市長公室秘書担当 代表☎

みんなのさふとるこぼれ話 41

西平山の旧撚糸工場

ID 1014463

西平山から大和田にかけての一帯には、かつて複数の撚糸工場がありました。もとは浅川からの用水で水車精穀を行っていましたが、大正時代になると、水車を利用した撚糸が行われるようになりました。
撚糸とは、生糸に撚りをかけて織物に適した糸にする作業で、撚りの強弱や糸の本数を変えることで、織物に適した強さや風合い、肌触りなどをひき出しました。
撚糸工場であった建物が残る高橋糸工場は、昭和9年（1934）に創業し、昭和40年初期まで撚糸業を営んでいました。はじめは自家も養蚕を行い、近隣の養蚕農家から繭を買い入れて八王子の問屋に販売していましたが、その後、八王子の織物屋と縁戚になったことを契機に、その親類が撚糸工場を始めると、自家も撚糸工場を始めました。電気動力を用いた撚糸を行い、家族中心の労働に適した少人数の工員を雇う家内工業的な経営でした。旧撚糸工場の天井は、部材が三角形に組まれたトラス構造の骨組を持っていました。柱のない空間にはイタリー式撚糸機6台をはじめ撚糸に必要な機械が並んでいました。天井には開口の跡があり、東南西側を連装窓にして、糸をつなぐなど細かい作業がしやすいように明るくされていました。
西平山・大和田で撚糸業が盛んになった背景には「地の利」があります。浅川を隔てて八王子に接し、八王子へ物資を運ぶ「八王子馬力街道」が集落を貫いていました。出荷撚糸の付箋にある「八王子市外七生村平山」は、当地が八王子の経済圏にあったことを物語っています。また撚糸は、湿っていた方が切れにくく、浅川べりにある西平山西側一帯は、撚糸をするのに適度な湿度がありました。
本件は、区画整理で変わっていく西平山地区にあって撚糸工場時代の痕跡をとどめた貴重な事例です。
※詳細は、郷土資料館HP『日野市西平山髙橋家旧撚糸工場調査報告書』（PDF版）をご覧ください
問 郷土資料館（☎592・0981）

～障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせるまちへ～

ID 1012646

テーマ「合理的配慮について」

問 障害福祉課（☎514-8991）

4月から、「日野市障害者差別解消推進条例」がスタートしました。
今回は、合理的配慮について一緒に考えていきたいと思います。
日野市の「障害者差別解消推進条例」では、「障害は個人の機能的な問題ではなく、社会的障壁（バリア）と相対することによって生ずるもの」で「社会的障壁を取り除くこと」は、障害がある人だけでなく、すべての市民が暮らしやすいまちづくりにつながると考えています。
合理的配慮は、具体的場面やそれぞれの状況、特性などに応じて、本人の意思を確認し、柔軟に調整や対応をすることです。

【合理的配慮の例】

買いたい商品が、手の届かないところにあり、また、価格が分からない。
⇒障害者の要望を受けて店員が同行し、価格を伝え、商品を手渡しした。
飲食店でメニュー表に指さしで注文しているが、細かい希望を伝えられない。
⇒筆談（筆談ボード）などで、味の濃さなど細かい希望を聞いて対応した。

市役所、事業所だけでなく、皆さまも、障害のあるなしにかかわらず困っている方を見かけたら、声を掛けて、どういうお手伝いや配慮が必要か聞いてください。かかわり合いを通じて相互理解を深めていくことが、大きな意味を持ちます。誰もが安心して暮らせるまちへの一歩としてご理解とご協力をお願いいたします。

【お知らせ】

市内で商業その他の事業活動を行う小規模事業所などに合理的配慮の提供に必要な工事や修繕費用、物品購入費用の一部を助成します。
要件、対象経費など詳細は、お問い合わせください。